

令和6年度西会津町地域おこし協力隊募集要項【移住・定住分野】

《担当課：商工観光課》

募集分野	移住・定住	採用実績	あり（退任済み2名）
活動目標	潜在的移住者層へのアプローチによる関係人口の拡大、移住者目線での受け入れ体制づくりによる移住者の増加		

1. 導入する目的

本町の移住施策においては、コロナ禍により増加したテレワークやワーケーションといった二拠点居住を含む移住ライト層に向けた発信が課題である。その層に向けた情報発信による関係人口から移住に結び付けていくために、町外から行動力や新たな発想を持つ人材を登用し、担当課と連携した移住施策を展開する。

2. 業務内容

- ◆最優先かつ必須業務
Web・SNS・パンフレット等による情報発信、お試し移住ツアー等の企画運営、移住後の移住者のフォローアップ体制づくり 等
- ◆積極的に取り組んでほしい業務
移住相談対応、賃貸住宅情報の管理、おためし移住住宅入居者の支援 等

※その他事務的な業務…月次業務報告書の作成、私有車使用状況報告書の作成、休暇及び時間外勤務の申請、出張申請及び報告書作成、町担当者との定期的面談、毎月の協力隊ミーティングへの参加等

3. 退任後のキャリアパス（例）

- ・移住コーディネーター(町会計年度任用職員)
- ・移住に関する中間支援組織(NPO法人)の立ち上げ

4. 活動スケジュール（例）

1年目	2年目	3年目	任期後
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や行政、関係団体等との関係づくり及び連携体制の確認 ・移住関連施策の把握 ・移住傾向のリサーチ ・移住関連施策の試行実施 ・移住相談への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住関連施策の実施 ・移住相談への対応 ・1年目の活動の評価検証、活動内容のブラッシュアップ ・中間支援組織等の立ち上げを目指す場合は、組織立ち上げに向けたリサーチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住関連施策の実施 ・移住相談への対応 ・2年目の活動の評価検証、活動内容のブラッシュアップ ・中間支援組織等の立ち上げを目指す場合は、組織立ち上げに向けた具体的な準備 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーター ・移住に関する中間支援組織(NPO法人)の立ち上げ <p>◎退任後も移住推進業務に関わっていただけるように町側でも支援する ⇒資格取得、組織立ち上げ等</p>

5. 勤務条件

(1) 任用形態

会計年度任用職員(フルタイムまたはパートタイム)として町長より委嘱します。地方公務員法が適用され、報酬等の取り扱いも会計年度任用職員に準じます。

(2) 任用開始日

令和6年8月1日以降

※地域おこし協力隊の委嘱は年度単位になりますが、町が認めた場合は最初の委嘱日から起算して最長3年まで延長できます。

(4) 勤務日

土日祝日を含む週5日(フルタイムの場合)

※勤務日は採用決定後に配属課と調整し設定します。
※パートタイムの場合は別途勤務時間を設定します。
※休日に出勤した場合は休日を振り替えます。

(6) 勤務場所

西会津町役場 商工観光課事務室 または **にぎわい番所ぷらっと**

【ぷらっと住所】福島県耶麻郡西会津町野沢字原町乙2230番地口

【ぷらっとHP】 <https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/6/12121.html>

(7) 副業について

取り組む業務に係るもの、または定住に必要なものであれば事前の申請をもって認めるものとします。ただし、社会通念上相応しくないと判断されたものや公序良俗に反するものはこの限りではありません。

(3) 報酬等 ※フルタイムの場合。パートタイムは変動有り。

月額200,000円

※ここから源泉徴収及び社会保険料本人負担分が控除されます。

期末・勤勉手当 年2回(6月・12月)

想定年収 3,200,000円程度

(5) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分

※配属課の指定がある場合はこの限りではありません。
※勤務時間を超過する場合は勤務時間を振り替えます。

(8) その他

- ・年次有給休暇、夏季休暇は別途付与されます。
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- ・住宅の借上料については、活動費の中から拠出することができます。(町内の民間アパートや公営住宅等をご紹介します)
- ・赴任旅費(赴任にかかる引っ越し費用、交通費、宿泊費)を町規定により上限額72,000円まで支給します。
- ・活動には公用車を使用できます。
- ・自家用車を使用する場合、町内外への出張費用を1kmあたり25円で弁償します。

6. 応募及び採用

(1) 応募要件

次の要件のいずれにも該当する方のみ応募可能です。なお、学歴・性別は問いません。(新規学卒者可)

- (ア) 西会津町の振興・活性化に強い志を持ち、委嘱日時点で年齢20歳以上の心身ともに壮健な者
- (イ) 3大都市圏内の都市地域[※1]又は地方都市(条件不利地域[※2]を除く)に居住する者で、採用後[※3]、勤務地に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者
 - ※1 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。
 - ※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域。
 - ※3 採用日前に町に住所登録をした者は対象外となります。
- (ウ) 普通自動車免許を有する又は委嘱日までに取得予定であり、県内及び近隣県への運転業務に支障がない者
 - ※町内での生活や移動手段として自家用車は必要不可欠です。
 - ※ペーパードライバーや普通自動車免許を取得して間もない場合は、採用後に町内での運転研修を実施することも可能です。
- (エ) パソコンの基本的な操作(文書・資料作成等)、ホームページやSNSによる情報発信(テキスト作成・写真撮影を含む)ができる者
- (オ) 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない者(募集要項最終頁に記載有り)

★要件に関する不明な点等はお気軽に問い合わせください。

(2) 応募期間

令和6年5月1日から令和6年6月30日(書類必着)

※応募があり順次選考を実施し採用内定者が発生した場合は募集を切り上げる場合があります。予めご承知おきください。

(3) 応募方法

採用を希望される方は、別紙「西会津町地域おこし協力隊応募用紙」を添えてメールにてデータ送付しお申し込みください。

提出いただいた履歴書に記載された個人情報は厳重に管理し、選考目的以外には利用いたしません。

(4) 事前相談

応募を検討している方や、募集要項等に関して疑問がある方には、個別相談にも対応しています。電話やメール、オンラインでの相談も可能です。

ご希望に応じて、現地での見学や移住体験も受け付けています。来県(来町)には、交通費や宿泊費に対する福島県の補助制度も別途ありますので、併せてご案内させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

(5) 選考方法

(ア) 一次選考：書類選考

応募用紙に記載された内容をもとに選考を行います。書類選考時に必要に応じて連絡をさせていただく場合があります。書類が届き次第、2週間以内にこちらから選考の進捗状況についてお知らせさせていただきます。

結果は、応募用紙に記載された現住所へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

(イ) 二次選考：面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します(オンラインの場合有り)。日時、場所等については、前記(ア)の書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から1週間程度を目安に、履歴書に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

(ウ) その他

前記(ア)及び(イ)の結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。選考の進捗状況等に関しては、(6)までお問い合わせください。

前記(ア)及び(イ)につきまして、書面にて結果を送付する際に一度電話又はメールにて連絡をさせていただきます。

(6) お問い合わせ・お申し込み先

〒969-4495
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

西会津町役場 商工観光課
西会津のある暮らし相談室(担当：秦)

TEL 0241-45-2213
FAX 0241-45-2241
Email iju@town.nishiaizu.fukushima.jp

西会津町公式ホームページ
<https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/>

西会津町移住ナビホームページ
<https://iju-nishiaizu.com/>

【参考】地方公務員法

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者